

支援対象児童等見守り強化事業 ヤングケアラーへの食支援事業

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

調整係長 福井 充

こどもまんなか
こども家庭庁

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（５）多様な支援ニーズへの対応

児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援

（虐待の未然防止）

- 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等に対するプッシュ型・アウトリーチ型支援を強化するため、こども家庭センターの全国展開を図るとともに、学校や地域とのつなぎ役の配置などにより、子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、必要な支援を届けるための体制整備を推進する。また、子育て世帯への訪問支援などの家庭支援事業を拡充するとともに、宅食などのアウトリーチ支援を充実する。
- 妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、継続的に訪問支援を行う事業を実施するとともに、生活に困難を抱える特定妊婦等に対する一時的な住まいの23提供や、こどもの養育等に関する相談・助言等を行う事業に取り組む。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動を強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2/3（市町村1/3）又は国1/2（市町村1/2）、③：国2/3（都道府県1/3）又は国1/2（都道府県1/2）

【補助基準額】①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

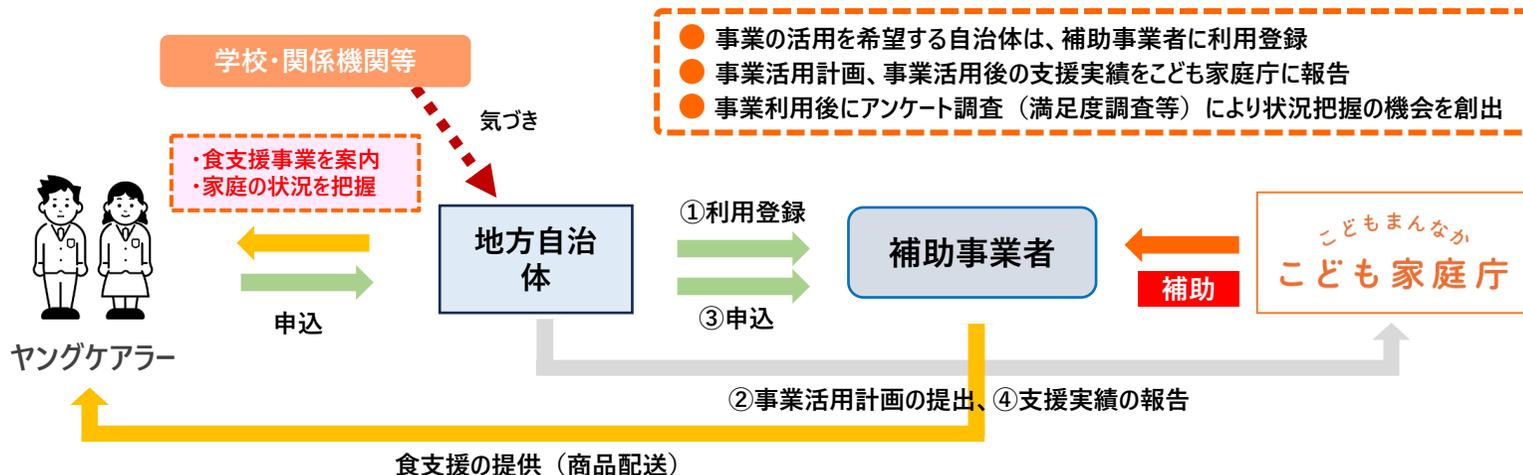
<民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業費補助金>令和7年度補正予算 0.2億円

事業の目的

家族や本人に困っている自覚がないことも多いヤングケアラー家庭においては、家庭に他人が入る支援への抵抗感が強いことなどから、ヘルパー派遣等の支援策を開始している自治体においても、個別支援の提供につながらないことが多く、**自治体がヤングケアラー家庭との関係を構築するための「きっかけ」**が必要な状況である。そこで、自治体が把握したヤングケアラーと思われるこども・若者と家庭について、自治体が具体的支援のコーディネートに必要な家庭の状況を把握するために、**家庭が受け入れやすい支援（食支援）を自治体の求めに応じて提供**する民間事業者等に対して、主に配送料等を補助する。

事業の概要

- ▶ 実態調査等により、学校や関係機関が把握したヤングケアラーの家庭について、事前に利用登録のあった自治体からの申込に応じて、ヤングケアラーとその家庭に対し、全国の自治体で活用でき、支援対象家庭が比較的受け入れやすい支援（食支援）を提供する。
- ▶ 家庭で家事などを担うこども・若者向けに簡単に作れる調理レシピを公開し、負担軽減を図る。



実施主体等

実施主体：民間企業・公益法人等（公募により2事業者を選定）

補助率：国（定額10/10相当）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

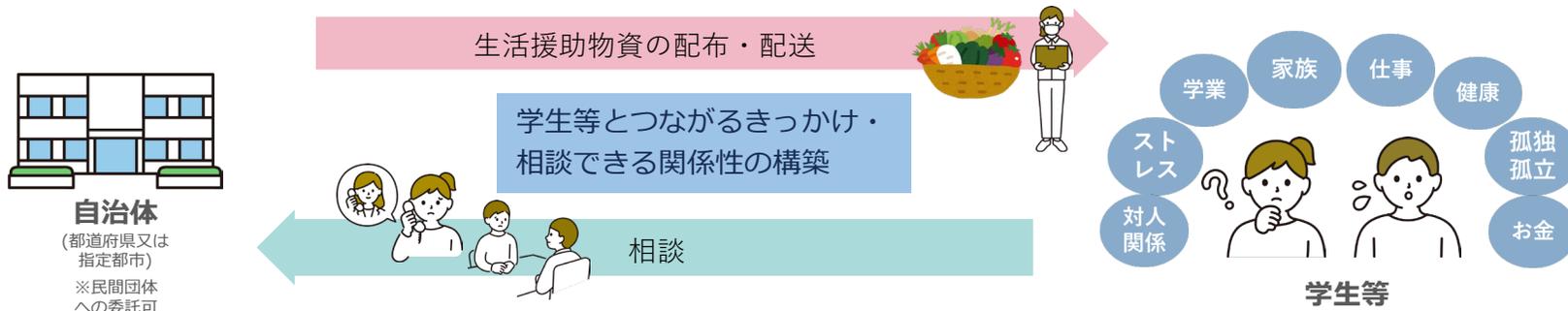
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県または指定都市（民間団体への委託可）
- 【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市：1/2
- 【補助単価】 都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円